

4. 令和3年度の実績内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 ・分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 ・破産免責等を受け、法的にも回収困難な案件について債権放棄等の手続きを進め、債務残高の圧縮を図る。また、免除に関して国の方針が示されたときは速やかに手続きを進めていく。	
取組実績	・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底し、令和3年度末で6名が完済となった。 ・分割納付誓約の提出のない者について分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行った。 ・免除該当の債権3件について償還免除を行い、債務残高の圧縮を図った。	
課題	・分納による完納者がいる一方、高齢化に伴い、生活保護や低収入の債務者が多くなっていることから、これまで分納していた債務者からの納付が止まる場合があるなど、年々徴収額が減少している。 ・毎年相続が発生しており、相続人調査に時間が掛かっている。	
改善策	・免除該当の債権を速やかに調査し、手続きを進めていく。 ・債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理に努めていく。	

5. 令和4年度の実績内容 … 「1. 令和3年度の実績目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 ・分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 ・免除該当の債権を速やかに調査のうえ手続きを進めていき、債務残高の圧縮を図る。	

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	3.2%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	－	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	3.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

他都市との比較が困難なため

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	福祉局	担当	保険年金課収納グループ	債権整理番号(3ケタ)	036	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	後期高齢者医療保険料
----	-----	----	-------------	-------------	-----	------	--------------	-----	------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したのも

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	---	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ＋ケ ^㉑
A	令元 実績	505,263	2,813	502,450	202,421	85,006	290,240	40.3%	57.4%	215,023	23,349,394	23,101,548	0	23,101,548	98.9%	98.9%	247,846	97.7%	98.1%	462,869
B	令2 実績	462,869	2,735	460,134	163,366	85,776	251,877	35.5%	54.4%	210,992	25,339,821	25,101,897	0	25,101,897	99.1%	99.1%	237,924	97.9%	98.3%	448,916
C	令3 修正目標	448,916	0	448,916	180,913	80,805	261,718	40.3%	58.3%	187,198	25,677,692	25,472,270	0	25,472,270	99.2%	99.2%	205,422	98.2%	98.5%	392,620
D	令3 実績	448,916	3,488	445,428	150,040	109,865	263,393	33.7%	58.7%	185,523	25,353,366	25,133,514	0	25,133,514	99.1%	99.1%	219,852	98.0%	98.4%	405,375
E	令4 当初目標	392,620	0	392,620	158,226	70,672	228,898	40.3%	58.3%	163,722	27,657,718	27,436,456	0	27,436,456	99.2%	99.2%	221,262	98.4%	98.6%	384,984
F	令4 修正目標	405,375	1	405,374	163,365	72,968	236,334	40.3%	58.3%	169,041	27,396,799	27,177,625	0	27,177,625	99.2%	99.2%	219,174	98.3%	98.6%	388,215
G	令5 当初目標	388,215	0	388,215	156,451	69,878	226,329	40.3%	58.3%	161,886	28,128,877	27,903,846	0	27,903,846	99.2%	99.2%	225,031	98.4%	98.6%	386,917

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向け 又は、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、 相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のための法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割 契約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割 契約により、債務者の資力回復を待った め、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、 債務者の資力回復を待った め、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割 契約を行ったが、分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、 強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が 届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、 停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、 履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを 黄色く塗りつぶして提出)		
過年度	未収債権の件数	0	11,283	2,693	0	0	115	0	0	35	14,126	0	350	0	0	176	89	3	618	14,744
	未収金残高	0	143,688	35,846	0	0	1,991	0	0	453	181,978	0	2,025	0	0	1,028	487	4	3,544	185,522
現年度	未収債権の件数	0	17,407	1,792	0	0	115	0	0	18	19,332	0	267	0	0	109	69	0	445	19,777
	未収金残高	0	190,644	24,927	0	0	1,772	0	0	164	217,507	0	1,512	0	0	594	239	0	2,345	219,852

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯										令和3年度 決算見込に おける 債務者数		8,388	人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)		34,521	令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉑		405,374
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--	-------	---	-----------------------------------	--	--------	--	--	---------

4. 令和3年度の実績内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・市債権回収対策室(福祉局保険年金課分室)による財産等調査・差押の強化により、長期化する滞納者について解消が十分見込まれ、本庁舎においても年金調査及び年金差押を積極的に取組む。 ・各区においては、毎月配信提供している未納者一覧表等を活用し、自区の未納状況を把握し、未収金に対する取り組み(コロナ禍においてもできる電話や文書による納付勧奨)を積極的に行う。また、財産調査や差押についても積極的に取り組み、未収金の回収に努める。	・民間委託業者(コールセンター)と各区における初期未納者への早期納付勧奨及び口座振替勧奨の一層の強化と、市債権回収対策室(福祉局保険年金課分室)の財産等調査・差押の効果と合わせて、未収金の抑制を図る。 ・新規資格取得者(75歳年齢到達者等)に対し、口座振替申込書を発送することや、納付相談の機会を捉えての口座振替を勧奨、また、区役所窓口における簡単便利なペイジーシステムの利用による口座振替登録等、積極的に口座振替勧奨を行い、徴収率向上を目指す。 ・各区での認識向上と取組強化のため、各区とのヒアリングを実施し、徴収率の高い区のノウハウを共有する場を設ける。また、市債権回収対策室主催のOJT研修の受講等を通じて個々のスキルアップを図る。
取組実績	・各区においては、毎月配信提供している未納者一覧表等を活用し自区の未納状況を把握し、未収金に対する取り組み(コロナ禍においてもできる電話や文書による納付勧奨や未収の納付書送付など)を積極的に行うことにより未収金の回収に努めた。 ・令和3年度の目標徴収率40.30%に対して、実績は33.68%と目標をクリアすることができなかったものの、未収金残高は前年より約2,500万円の減少を図っている。	・普通徴収対象者に対し、口座振替申込書を75歳到達による資格取得時に発送(コールセンターによる)すること等により口座振替を勧奨するなどにより口座振替による納付を推進した。 ・コールセンター(委託業者)の継続利用による口座振替勧奨及び電話や訪問徴収等による納付勧奨の強化に取り組んだ。 ・滞納整理事務として、過年度分と同様に市債権回収対策室(福祉局保険年金課分室)による財産等調査・差押財産等調査により判明した預金の差押を実施。 ・令和3年度の目標徴収率99.20%に対して、実績は99.13%と目標をクリアすることができなかったものの、前年より+0.07%伸びており、過年度と併せて未収金残高も引き続き減少を図っている。
課題	・長期化・高額化する滞納被保険者に対する取り組みについて、積極的な対策を講じる必要がある。	・更なる徴収率の向上にむけて、普通徴収対象者に対する口座振替利用促進及び、コールセンター及び各区のさらなる連携強化による納付勧奨及び財産差押等による保険料徴収の強化が必要である。
改善策	「5.令和4年度の実績内容」のとおり	「5.令和4年度の実績内容」のとおり

5. 令和4年度の実績内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き、市債権回収対策室(福祉局保険年金課分室)による財産等調査・差押を強力に推し進め、長期化・高額化する滞納の早期解消に向けて、効果的な未収の解消策を講じるとともに、年金の差押を強化し目標徴収率を目指す。 ・国民健康保険料と同様に滞納整理チーム(弁護士・OB)に各区訪問時、未収金解消に向けたノウハウ等を伝えていくことにより、未収金の一層の解消が見込める。	・引き続き、普通徴収対象者に対し、コールセンター(民間委託業者)を積極的に活用し、口座振替の利用促進及び各区窓口設置のペイジーシステムを利用し、納付相談の機会を捉えて口座振替を勧奨するなどにより口座振替による納付を推進する。 ・未納被保険者の解消のため、積極的な財産調査及び預金・給与・年金・生命保険の差押を実施し、未収金回収に努める。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

20 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	35.5%	40.8%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.1%	99.6%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	97.9%	99.0%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	福祉局	担当	生活福祉部保護課医療G	債権整理番号(3ケタ)	017	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	生活保護法指定医療機関等返還金
----	-----	----	-------------	-------------	-----	------	---------------	-----	-----------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したのも

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^ア	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ・(エ＋オ)	ウ ^イ	エ ^イ	オ ^イ	カ ^イ ＝エ ^イ ＋オ ^イ	キ ^イ ＝エ ^イ ÷ウ ^イ	ク ^イ ＝カ ^イ ÷ウ ^イ	ケ ^イ ＝ウ ^イ ・ (エ ^イ ＋オ ^イ)	キ ^ア ＝(エ＋エ ^イ) ÷(ウ＋ウ ^イ)	ク ^ア ＝(カ＋カ ^イ) ÷(ア＋ウ ^イ)	ケ ^ア ＝ケ＋ケ ^イ
A	令元 実績	184,837	0	184,837	26,896	3,235	30,131	14.6%	16.3%	154,706	36,956	36,911	0	36,911	99.9%	99.9%	45	28.8%	30.2%	154,751
B	令2 実績	154,751	0	154,751	12,298	58	12,356	7.9%	8.0%	142,395	18,767	15,840	0	15,840	84.4%	84.4%	2,927	16.2%	16.2%	145,322
C	令3 修正目標	145,322	0	145,322	9,613	0	9,613	6.6%	6.6%	135,709	27,862	23,264	0	23,264	83.5%	83.5%	4,598	19.0%	19.0%	140,307
D	令3 実績	145,322	0	145,322	9,327	0	9,327	6.4%	6.4%	135,995	887	887	0	887	100.0%	100.0%	0	7.0%	7.0%	135,995
E	令4 当初目標	140,307	0	140,307	9,280	0	9,280	6.6%	6.6%	131,027	27,862	23,264	0	23,264	83.5%	83.5%	4,598	19.4%	19.4%	135,625
F	令4 修正目標	135,995	0	135,995	6,796	0	6,796	5.0%	5.0%	129,199	9,827	9,336	0	9,336	95.0%	95.0%	491	11.1%	11.1%	129,690
G	令5 当初目標	129,690	▲ 1,131	130,821	6,541	26	5,436	5.0%	4.2%	124,254	9,827	9,336	0	9,336	95.0%	95.0%	491	11.3%	10.6%	124,745

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計	
		① 滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	② 督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	③ 督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中又は 個人債務者が死 亡したため、相 続人間調査中も の	④ 【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	⑥ 換価猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年 以内の完納見 込があるもの	⑦ 換価猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付中だ が、 現在の分割納 付額では、完 納まで10年以 上要するもの	⑧ 換価猶予等又 は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った り、 期限延長して いるもの	⑨ 換価猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付の履行 が滞り、 再度、納付交 渉中のも	⑩ 【強制公】 差押えを行った が、換価見込 のないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	⑪ 所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在が 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	⑫ 債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のも	⑬ 債務者が破産 免責決定を受け たもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)		
過年度	未収債権 の件数	0	4	0	0	0	1	0	0	5	0	0	1	0	1	0	2	7		
過年度	未収金 残高	0	103,571	0	0	0	6,398	0	0	109,969	0	0	26,000	0	26	0	26,026	135,995		
現年度	未収債権 の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
現年度	未収金 残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬)又は⑭又は⑮→⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	7 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	7
		令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^ア	135,995

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・市債権回収対策室のアドバイザーや顧問弁護士への相談などを活用しながら、有効な請求方法の検討や、債権放棄、不納欠損による処理も視野に入れ過年度債権の圧縮に努める。 ・債権が高額なことから分割納付が長期化している債権については、年間返還額の見直し協議等を行うなど、長期化を極力防ぐことによる未収額の圧縮に努める。	・返還金発生事実確認後、対象医療機関等に対して速やかに返還請求を行うと同時に、納付指導を実施する。また、返還対象額が高額である場合など、一括での納付が困難な事案については、年度内完納を原則とした分割納付計画を立てることし、計画的な納付に努めるよう指導する。 ・履行延期の承認時において、医療機関等の代表者に連帯保証させるなど、債権の保全策についても適切に実施する。 ・延滞した場合は、30日以内に督促状を発するとともに、電話連絡等の納付督促、所内への呼び出しや当該医療機関への訪問等による納付交渉や、場合によっては履行延期にかかる協議を行う。
取組実績	・随時、顧問弁護士への相談及び市債権回収対策室のアドバイザーへの相談などを活用しながら、有効な請求方法などの検討を行った。 ・債権が高額なことから分割納付が長期化している債権については、年間返還額の見直し協議等を行うなど、長期化を極力防ぐことによる未収額の圧縮に努めた。	・返還金発生事実確認後、対象医療機関等に対して速やかに返還請求を行うと同時に納付指導を実施した。 ・やむなく延滞が発生した場合は、30日以内に督促状を発するとともに、電話連絡等のうえ速やかに納付督促を行い、また所内への呼び出しや当該医療機関への訪問等による状況聴取や再協議等を積極的に行い、未収の長期化を未然に防いでいる。これらの取り組みにより、目標徴収額83.5%に対し100%の徴収率となった。
課題	・債権が高額なことから分割納付が長期化している債権は、経営が上向きになり且つ、その状態が安定しない限り見直し協議を行ったとしてもその協議内容を実行させることが困難である。	・返還対象額が高額である場合、破産等法的手続きに移行する可能性が高い。しかしながら、非強制徴収公債権のため、強制執行等は不可能である。 ・返還対象額が高額のため、履行延期の申請があっても提示される履行期間が10年以上を提示されることも多い。
改善策	・経営が上向きになり且つ、その状態が安定するような事業計画案を促し、年間返還額の見直し協議等で未収額の圧縮に努める。	・随時、顧問弁護士への法律相談及び市債権回収対策室のアドバイザーへの相談等を活用し、また、本市他制度債権の債務者である場合は、他制度担当と連携のうえ、また場合によっては他自治体とも連携し、有効な請求方法などの検討を行う。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・市債権回収対策室のアドバイザーや顧問弁護士への相談等を活用しながら、有効な請求方法の検討や債権放棄、不納欠損による処理も視野に入れ過年度債権の圧縮に努める。 ・債権が高額なことから分割納付が長期化している債権については、年間返還額の見直し協議等を行うなど、長期化を極力防ぐことによる未収額の圧縮に努める。 ・債権が高額なことから分割納付が長期化している債権については、経営が上向きになり且つ、その状態が安定するような事業計画案を促し、年間返還額の見直し協議等で未収額の圧縮に努める。	・返還金発生事実確認後、対象医療機関等に対して速やかに返還請求を行うと同時に納付指導を実施する。また、返還対象額が高額である場合など一括での納付が困難な事案については、本市他制度債権の債権者である場合は、他制度担当と連携のうえ、また場合によっては、他自治体とも連携し、年度内完納を原則とした分割納付計画を立てることとし、計画的な納付に努めるよう指導する。 ・履行延期の承認時において、医療機関等の代表者等に連帯保証させるなど、債権の保全策についても適正に実施する。 ・延滞した場合は、30日以内に督促状を発するとともに、電話連絡等の納付督促、所内への呼び出しや当該医療機関への訪問等による納付交渉や、場合によっては履行延期にかかる協議を開始する。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	7.9%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	84.4%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	16.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	こども青少年局	担当	こども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	180	債権区分	私債権	債権名	母子父子寡婦福祉貸付金
----	---------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ＋ケ ^㉑
A	令元 実績	685,184	0	685,184	46,846	112	46,958	6.8%	6.9%	638,226	246,767	208,786	0	208,786	84.6%	84.6%	37,981	27.4%	27.4%	676,207
B	令2 実績	676,207	0	676,207	52,018	1,240	53,258	7.7%	7.9%	622,949	237,066	204,834	0	204,834	86.4%	86.4%	32,232	28.1%	28.3%	655,181
C	令3 修正目標	655,181	0	655,181	49,622	0	49,622	7.6%	7.6%	605,559	248,569	204,107	0	204,107	82.1%	82.1%	44,462	28.1%	28.1%	650,021
D	令3 実績	655,181	0	655,181	49,853	729	50,582	7.6%	7.7%	604,599	245,488	217,209	0	217,209	88.5%	88.5%	28,279	29.7%	29.7%	632,878
E	令4 当初目標	650,021	0	650,021	53,960	0	53,960	8.3%	8.3%	596,061	244,135	199,702	0	199,702	81.8%	81.8%	44,433	28.4%	28.4%	640,494
F	令4 修正目標	632,878	0	632,878	48,559	0	48,559	7.7%	7.7%	584,319	243,106	211,495	0	211,495	87.0%	87.0%	31,611	29.7%	29.7%	615,930
G	令5 当初目標	615,930	0	615,930	46,952	0	46,952	7.6%	7.6%	568,978	241,886	210,893	0	210,893	87.2%	87.2%	30,993	30.1%	30.1%	599,971

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権									合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待たため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在が確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びグ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度 未収債権の件数	0	52,564	9,575	0	0	12,412	9,484	0	18,387	102,422	0	537	1,181	1,861	2,533	238	2,447	8,797	111,219
未収金残高	0	245,560	53,834	0	0	74,636	68,728	0	108,978	551,736	0	4,605	10,357	10,161	8,207	3,577	15,956	52,863	604,599
現年度 未収債権の件数	0	2,790	90	0	0	785	405	0	823	4,893	0	0	39	50	24	10	0	123	5,016
未収金残高	0	16,892	304	0	0	3,783	2,618	0	3,828	27,425	0	0	291	309	54	200	0	854	28,279

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)	令和3年度 決算見込に おける 債務者数	2,235 人	② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	116,235
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。			④ それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。		
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯			令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝ 上記2のD(令2実績)のケ ^㉑		632,878

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・償還促進月間において、各区において連帯保証人を含めた納付交渉を行い、滞納解消を図る。 ・引き続き、サービサー（債権回収業者）による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求めていく。 ・局において、非常勤嘱託職員を引き続き雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し、徴収強化を図る。 ・債務者らが、破産免責を受けている債権をはじめ、徴収見込みのない債権については、債権放棄の手続きを進め、適正な債権管理に取り組む。	・区の債権管理に対する意識向上を図るため、区への指導を行うとともに、毎年10月～翌年1月にかけて償還促進月間を設定し、その期間中に重点的に早期滞納者に対して、電話及び訪問による催告を引き続き、実施し、早期対応に努める。 ・新たな滞納者を発生させないために、引き続き、貸付の際に制度説明を行う。 ・修学資金、就学支度資金の償還開始前に、借受人、連帯借受人、連帯保証人に対し区役所への来庁を依頼し、担当者と面談のうえ、償還の意識づけを行うとともに、口座振替の登録の確認を行う。 ・当初の納期限に納付が無かった場合、借受人等へ電話連絡し、未納理由を確認の上、納付指導を行う。また状況により、再度、償還計画の相談対応を行うなど、債務者の確実な償還意識の向上を図る。
取組実績	・償還促進月間において、各区において連帯保証人を含めた債務者へ通知等により督促し、滞納解消の取組みを進めた。 ・サービサー（債権回収業者）による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置き、早期納付を求めた。 ・局において、債権管理の非常勤嘱託職員により、分納誓約などの履行状況等収納管理を行うと共に、滞納者に早期に督促し、滞納の解消、安定した徴収に取り組んだ。 ・債務者らが、破産免責を受けている等の債権について、債権放棄の手続きを進め、不納欠損処理を行った。	・9月17日に区担当者説明会を実施し、10月～翌年1月にかけての償還促進月間を設定した。その期間中に重点的に早期滞納者に対して、電話及び訪問による催告を実施した。 ・新たな滞納者を発生させないよう、引き続き、貸付の際に制度説明を行った。 ・修学資金、就学支度資金の償還開始前に、面談等により、償還の意識づけを行い、口座振替の登録確認を行った。 ・償還開始し、初回未納の場合、債務者へ状況確認を行い、相談対応を行うなど、滞納について、早期対応を行った。 ・各区の未収金にかかる取り組みを集約し、今後の取組みの参考のため、各区へ情報提供を行った。
課題	・生活困窮など返還が困難な世帯が多い。	・区によっては、要員不足で母子父子寡婦福祉貸付金以外の業務を複数兼務している職員が多く、貸付事務や債権管理のノウハウの共有を図ることが難しい。
改善策	・必要に応じて財産調査等を行い、回収が困難なケースについては、債権放棄等を含めた適正な債権管理を図る。	・担当者説明会や事務連絡等により、区担当者と連絡を密にしながら、各事例において対応を協議していく。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・償還促進月間において、各区において連帯保証人を含めた納付交渉を行い、滞納解消を図る。 ・引き続き、サービサー（債権回収業者）による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求めていく。 ・局において、非常勤嘱託職員を引き続き雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し、徴収強化を図る。 ・債務者らが、破産免責を受けている債権をはじめ、徴収見込みのない債権については、債権放棄の手続きを進め、適正な債権管理に取り組む。 ・償還管理マニュアルを改正し、区に対して説明会を実施、周知に取り組む。	・区の債権管理に対する意識向上を図るため、区への指導を行うとともに、毎年10月～翌年1月にかけて償還促進月間を設定し、その期間中に重点的に早期滞納者に対して、電話及び訪問による催告を引き続き、実施し、早期対応に努める。 ・新たな滞納者を発生させないために、引き続き、貸付の際に制度説明を行う。 ・修学資金、就学支度資金の償還開始前に、借受人等に対し区役所への来庁を依頼し、担当者と面談のうえ、償還の意識づけを行うとともに、口座振替の登録の確認を行う。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

17 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
過年度徴収率	7.7%	9.5%

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
現年度徴収率	86.4%	88.9%

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	28.1%	34.8%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	建設局	担当	総務部経理課下水道使用料担当	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	下水道使用料
----	-----	----	----------------	-------------	-----	------	--------------	-----	--------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ＋ケ ^㉑
A 令元実績	186,969	0	186,969	108,895	8,580	117,475	58.24%	62.83%	69,494	41,605,712	41,468,234	9	41,468,243	99.67%	99.67%	137,468	99.5%	99.5%	206,963
B 令2実績	206,963	0	206,963	122,481	6,638	129,119	59.18%	62.39%	77,844	35,012,646	34,891,047	45	34,891,092	99.65%	99.65%	121,554	99.4%	99.4%	199,398
C 令3修正目標	199,398	0	199,398	100,237	23,143	123,380	50.27%	61.88%	76,018	38,653,960	38,534,133	0	38,534,133	99.69%	99.69%	119,827	99.4%	99.5%	195,845
D 令3実績	199,398	0	199,398	110,232	23,834	134,066	55.28%	67.24%	65,332	38,247,923	38,134,824	0	38,134,824	99.70%	99.70%	113,099	99.5%	99.5%	178,431
E 令4当初目標	195,845	0	195,845	118,095	8,106	126,201	60.30%	64.44%	69,644	39,642,418	39,519,527	0	39,519,527	99.69%	99.69%	122,891	99.5%	99.5%	192,535
F 令4修正目標	178,431	0	178,431	110,176	16,655	126,831	61.75%	71.08%	51,600	36,148,846	36,023,312	0	36,023,312	99.65%	99.65%	125,534	99.5%	99.5%	177,134
G 令5当初目標	177,134	0	177,134	102,029	13,257	115,286	57.60%	65.08%	61,848	40,557,172	40,445,296	0	40,445,296	99.72%	99.72%	111,876	99.5%	99.6%	173,724

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権								合計	
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)		
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のための法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等 又は分割納付中 であり、 現在の分割納付 額で、10年以内 の完納見込がある もの	換価猶予等又は 履行延期の特約等 又は分割納付中 であり、 現在の分割納付 額では、完納まで 10年以上要する もの	換価猶予等又は 履行延期の特約等 により、 債務者の資力 回復を待った め、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等 又は分割納付の 履行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込 のないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の受任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの			
過年度	未収債権 の件数	23,625	2,764	0	82	0	0	0	0	26,471	0	0	0	0	13,752	0	0	13,752	40,223
	未収金 残高	32,603	2,563	0	7,705	0	0	0	0	42,871	0	0	0	0	22,461	0	0	22,461	65,332
現年度	未収債権 の件数	89,281	62	0	29	0	2	0	0	89,374	0	0	0	0	18	0	0	18	89,392
	未収金 残高	103,464	4,512	0	319	0	4,706	0	0	113,001	0	0	0	0	98	0	0	98	113,099

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	35,165 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	129,615
		令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉑	178,431

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	1 建設局徴収分 (1)支払いの意思がない滞納者への滞納処分(20件) (2)滞納処分の停止(1,900件) (3)預金全店照会(250件) (4)関係部署(水道局・財政局など)との連携 2 水道局委任徴収分 (1)水道局と情報共有をはかるため、課長級による連絡会議を開催するとともに、収納対策会議を定期的に実施 (2)委任徴収中の徴収困難案件について、共同督促を実施	1 建設局徴収分 (1)初期滞納者への架電・文書による督促強化(架電・文書)130件 (2)口座振替勧奨380件 (3)関係部署(水道局・財政局など)との連携 2 水道局委任徴収分 (1)水道局と情報共有をはかるため、課長級による連絡会議を開催するとともに、収納対策会議を定期的に実施 (2)委任徴収中の徴収困難案件について、早期に共同督促を実施
取組実績	1 建設局徴収分 (1)支払いの意思がない滞納者への滞納処分(11件) ⇒1月より実施予定していた預金差押が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3月からの実施となり、1～2月は差押予告書による文書催告事務を強化。 (2)滞納処分の停止(5,217件)及び滞納処分の停止要領を制定 (3)預金全店照会(250件)達成。 (4)関係部署(水道局・財政局など)との連携 ⇒水道局については2のとおり。財政局については破産事案1件について連携。 2 水道局委任徴収分 (1)水道局と情報共有をはかるため、課長級による連絡会議を9月に開催し、主に債権放棄について意見交換を行った。また、収納対策会議を毎月開催した。 (2)委任徴収中の徴収困難案件について、共同督促を実施(18件)	1 建設局徴収分 (1)初期滞納者への架電・文書による督促強化(架電・文書)127件 ⇒ コロナ禍の影響を心配していたが、建設局において調定・徴収している滞納案件については、換価の猶予を処理するなど滞納整理未着手の案件は0件。 (2)口座振替勧奨258件(口座勧奨対象者を精査した結果、当初目標より減少している) (3)関係部署(水道局・財政局など)との連携 水道局については2のとおり。財政局については高額事案1件について連携。 2 水道局委任徴収分 (1)水道局と情報共有をはかるため、課長級による連絡会議を9月に開催し、主にコロナ禍における徴収方針について意見交換を行った。また、収納対策会議を毎月開催した。 (2)委任徴収中の徴収困難案件について、早期に共同督促を実施(5件)
課題	水道局委任徴収(件数の99%以上、水量の約9割、金額の約8割)において、 1 コロナの影響が長期化していることに加え、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、猶予事案における不履行または破産の可能性。 2 コロナの影響がある間は、水道局は給水停止を実施しない方針のため年間を通して、処分債権への実施が見送られていた様子。 3 令和3年度に水道局が監査指摘を受けた債権放棄及び履行延期の特約における事務改善。	1 コロナ禍の影響が長期化していることに加え、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、新たな滞納事案の発生が懸念される。 2 初期滞納の段階での水道局との更なる情報共有、連携強化が必要である。
改善策	水道局と連携し、コロナの影響を見極め、資力が回復した滞納者については積極的な催告事務または滞納処分を行う。 また、資力の回復が見込めない、または長期間を要する滞納者については、滞納処分の停止を行う。 今後は、納付交渉スキルや様々な債権に対応した差押スキルの向上が必要なため、外部研修も受講し、伝達研修も含め職員の滞納整理スキル向上をはかる。	1 コロナの影響を見極め、資力が回復した滞納者については積極的に催告事務および滞納処分を行う。 2 引き続き、水道局との情報共有、連携強化を図るため、両局の収納担当者による会議を定期的に行う。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	1 建設局徴収分 (1)支払いの意思がない滞納者への滞納処分(20件) (2)滞納処分の停止(1,500件) (3)預金全店照会(200件) (4)関係部署(水道局・財政局など)との連携 2 水道局委任徴収分 (1)水道局と情報共有をはかるため、課長級による連絡会議を開催するとともに、収納対策会議を定期的に実施 (2)委任徴収中の徴収困難案件について、共同督促を実施	1 建設局徴収分 (1)初期滞納者への架電・文書による督促強化(架電・文書)130件 (2)口座振替勧奨200件 (3)関係部署(水道局・財政局など)との連携 2 水道局委任徴収分 (1)水道局と情報共有をはかるため、課長級による連絡会議を開催するとともに、収納対策会議を定期的に実施 (2)委任徴収中の徴収困難案件について、早期に共同督促を実施

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

4 位 (1～3位は上下水道局で収入月にズレ無し。)

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	59.2%		現年度徴収率	99.7%		合計(過年度＋現年度)徴収率	99.4%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 過年度徴収率の計算方法が、本照会と政令指定都市資料で異なるため。政令指定都市資料によれば、過年度徴収率(大阪市)は98.2%、政令指定都市平均は91.2%

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	水道局	担当	お客さまサービス課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	私債権	債権名	給水料
----	-----	----	-----------	-------------	-----	------	-----	-----	-----

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分								現年度分							合計			
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令元 実績	108,549	▲ 38,912	147,461	88,862	21,147	71,097	60.3%	65.5%	37,452	64,325,714	64,213,169	18	64,213,187	99.8%	99.8%	112,527	99.7%	99.8%	149,979
B	令2 実績	149,979	28	149,951	95,412	14,099	109,539	63.6%	73.0%	40,440	54,004,968	53,863,499	92	53,863,591	99.7%	99.7%	141,377	99.6%	99.7%	181,817
C	令3 修正目標	181,817	0	181,817	96,144	24,000	120,144	52.9%	66.1%	61,673	60,840,427	60,732,739	0	60,732,739	99.8%	99.8%	107,688	99.7%	99.7%	169,361
D	令3 実績	181,817	2,281	179,536	88,121	0	90,402	49.1%	49.7%	91,415	58,759,122	58,687,985	0	58,687,985	99.9%	99.9%	71,137	99.7%	99.7%	162,552
E	令4 当初目標	169,361	0	169,361	106,265	22,356	128,621	62.7%	75.9%	40,740	63,085,885	62,974,223	0	62,974,223	99.8%	99.8%	111,662	99.7%	99.8%	152,402
F	令4 修正目標	162,552	0	162,552	100,657	21,457	122,114	61.9%	75.1%	40,438	56,472,093	56,403,197	0	56,403,197	99.9%	99.9%	68,896	99.8%	99.8%	109,334
G	令5 当初目標	109,334	0	109,334	67,787	14,432	82,219	62.0%	75.2%	27,115	61,215,093	61,140,411	0	61,140,411	99.9%	99.9%	74,682	99.8%	99.8%	101,797

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割契約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割契約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割契約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びケ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)			
過年度	未収債権の件数	0	0	1,409	0	0	4,372	0	977	11	6,769	11	0	103	316	20,373	0	227	21,030	27,799
	未収金残高	0	0	12,710	0	0	22,557	0	16,306	972	52,545	1,201	0	341	3,422	31,392	0	2,514	38,870	91,415
現年度	未収債権の件数	0	25,804	0	0	0	6,992	0	148	0	32,944	0	0	103	21	1,189	0	0	1,313	34,257
	未収金残高	0	39,305	0	0	0	26,564	0	2,153	0	68,022	0	0	1,623	49	1,443	0	0	3,115	71,137

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和3年度
決算見込に
おける
債務者数

28,744

令和3年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

62,056

令和3年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令2実績)のケ

162,552

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	①未納整理業務受託業者に対して、業務の適正な履行及び徴収率の向上について指導・監督を行い、業務品質の向上に努める。 ②給水停止の執行ができない高額及び長期滞納案件に対して、事業所において、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ③高額滞納案件や複数の事業所にまたがる案件等に対して、未収金回収特別チームにおいて、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ④建設局との情報共有を図るため、課長級による連絡会議を開催するとともに、担当者会議を定期的に実施する。また、徴収困難となっている案件の未収金回収に向け、共同督促を実施する。 ⑤住民票調査及び法務局調査を実施する。 ⑥給水契約を中止し市内に転居したお客さまに対して、旧使用場所における料金未納を理由とした新使用場所の給水停止の執行を実施する。 ⑦時効中断措置の重要性を周知し、時効年限の迫っている案件については、時効中断措置として「債務の承認確認書」を取得する。 ⑧新型コロナウイルス感染症がもたらす影響を見極めたうえで、資力が回復したと思われる滞納者については積極的に督促を行う。	①未納整理業務受託業者に対して、業務の適正な履行及び徴収率の向上について指導・監督を行い、業務品質の向上に努める。 ②給水停止の執行ができない高額及び長期滞納案件に対して、事業所において、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ③高額滞納案件や複数の事業所にまたがる案件等に対して、未収金回収特別チームにおいて、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ④建設局との情報共有を図るため、課長級による連絡会議を開催するとともに、担当者会議を定期的に実施する。また、徴収困難となっている案件の未収金回収に向け共同督促を実施する。 ⑤住民票調査及び法務局調査を実施する。 ⑥給水契約を中止し市内に転居したお客さまに対して、旧使用場所における料金未納を理由とした新使用場所の給水停止の執行を実施する。 ⑦口座振替等普及率の向上に向けた取組みを実施する。 ⑧民法改正(令和2年4月に施行)による、消滅時効(2年→5年)における徴収のあり方について引き続き協議する。 ⑨新型コロナウイルス感染症がもたらす影響を見極めたうえで、資力が回復したと思われる滞納者については積極的に督促を行う。
取組実績	①受託業者に対して、各事業所単位での定例会及びお客さまサービス課との定例会にて、各事業所での取組みが、実績としてどう反映されているかの確認を行っている。 ②停水解除時には納期限を超過したすべての未納料金完納を全事業所に周知徹底し、停水執行ができない案件については法的措置を視野に入れた督促を実施し、未収金の削減に努めている。 ③未収金回収特別チーム案件の収入は、調定約900万円にに対し、約120万円(収入率13.3%)の回収(上下水道料金では調定約1,300万円にに対し、約180万円の回収)。 ④建設局との課長級定例会を12月に開催し情報の共有を行い、毎月の担当者会議にて連携強化を図っている。また徴収困難になっている案件調査をし共同督促を実施した。 ⑤住民票調査及び法務局調査について、対象案件発生時に迅速に行っている。 ⑥旧使用場所における料金未納を理由とした給水停止の実績は、予告件数が195件、94件は執行前に、101件は執行し全額回収となった(過年・現年度分を合わせたもの)。 ⑦滞納整理担当係長及び受託業者との定例会議等においても、時効中断措置(督促記録の徹底及び債務の承認確認書の取得)の重要性を周知した。	①受託業者に対して、各事業所単位での定例会及びお客さまサービス課との定例会にて、各事業所での取組みが、実績としてどう反映されているかの確認を行っている。 ②停水解除時には納期限を超過したすべての未納料金完納を全事業所に周知徹底し、停水の執行ができない案件については法的措置を視野に入れた督促を実施し、未収金の削減に努めている。 ③未収金回収特別チーム案件の収入は、調定約310万円にに対し、約230万円(収入率74.0%)の回収(上下水道料金:調定約460万円にに対し、約340万円の回収)。 ④建設局との課長級定例会を9月に開催し情報の共有を行い、毎月の担当者会議にて連携強化を図っている。また徴収困難になっている案件調査をし共同督促を実施した。 ⑤住民票調査及び法務局調査について、対象案件発生時に迅速に行っている。 ⑥旧使用場所における料金未納を理由とした給水停止の実績は、予告件数が195件、94件は執行前に、101件は執行し全額回収となった(過年・現年度分を合わせたもの)。 ⑦口座振替等普及率向上に向け、令和4年2月に共同住宅で納入通知書扱いのお客さま(対象件数約10万戸)を対象に、口座振替等PRチラシを現地投函している。 ⑧建設局と民法改正による消滅時効期間(2年→5年)の整理など徴収のあり方について協議した。
課題	高額滞納案件に対して、訴訟等の法的措置を行うにあたり、不動産、預金調査等が私法上の債権のため難しい	高額滞納案件に対して、訴訟等の法的措置を行うにあたり、不動産、預金調査等が私法上の債権のため難しい。
改善策	企業納付能力調査等を行い、高額滞納案件の約束不履行者に対して訴訟、支払督促を含めた法的措置等を進めて行く。	企業納付能力調査等を行い、高額滞納案件の約束不履行者に対して訴訟、支払督促を含めた法的措置等を進めて行く。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	①未納整理業務受託業者に対して、業務の適正な履行及び徴収率の向上について指導・監督を行い、業務品質の向上に努める。 ②給水停止の執行ができない高額及び長期滞納案件に対して、事業所において、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ③高額滞納案件や複数の事業所にまたがる案件等に対して、未収金回収特別チームにおいて、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ④建設局との情報共有を図るため、課長級による連絡会議を開催するとともに、担当者会議を定期的に実施する。また、徴収困難となっている案件の未収金回収に向け、共同督促を実施する。 ⑤住民票調査及び法務局調査を実施する。 ⑥給水契約を中止し市内に転居したお客さまに対して、旧使用場所における料金未納を理由とした新使用場所の給水停止の執行を実施する。 ⑦時効中断措置の重要性を周知し、時効年限の迫っている案件については、時効中断措置として「債務の承認確認書」を取得する。 ⑧新型コロナウイルス感染症がもたらす影響を見極めたうえで、資力が回復したと思われる滞納者については積極的に督促を行う。	①未納整理業務受託業者に対して、業務の適正な履行及び徴収率の向上について指導・監督を行い、徴収の強化に取り組む。 ②給水停止の執行ができない高額及び長期滞納案件に対して、事業所において、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ③高額滞納案件や複数の事業所にまたがる案件等に対して、未収金回収特別チームにおいて、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ④建設局との情報共有を図るため、課長級による連絡会議を開催するとともに、担当者会議を定期的に実施する。また、徴収困難となっている案件の未収金回収に向け共同督促を実施する。 ⑤住民票調査及び法務局調査を実施する。 ⑥給水契約を中止し市内に転居したお客さまに対して、旧使用場所における料金未納を理由とした新使用場所の給水停止の執行を実施する。 ⑦口座振替等普及率の向上に向けた取組みを実施する。 ⑧新型コロナウイルス感染症がもたらす影響を見極めたうえで、資力が回復したと思われる滞納者については積極的に督促を行う。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

1 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	63.6%	—

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.7%	91.9%

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	99.6%	—

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 ※東京都及び政令指定都市(千葉市・相模原市を除く)19都市の令和2年度3月末の現年度徴収率である。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	大阪港湾局	担当	管財課	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料(延滞金含む)
----	-------	----	-----	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ ^㉑ ＋ケ ^㉑
A 令元 実績	153,036	▲ 9,669	162,705	5,863	0	▲ 3,806	3.6%	−2.5%	156,842	5,527,451	5,526,799	0	5,526,799	100.0%	100.0%	652	97.2%	97.2%	157,494
B 令2 実績	157,494	0	157,494	1,006	6,565	7,571	0.6%	4.8%	149,923	5,482,975	5,481,527	0	5,481,527	100.0%	100.0%	1,448	97.2%	97.3%	151,371
C 令3 修正目標	151,371	0	151,371	1,680	0	1,680	1.1%	1.1%	149,691	5,430,947	5,429,956	0	5,429,956	100.0%	100.0%	991	97.3%	97.3%	150,682
D 令3 実績	151,371	0	151,371	10,956	0	10,956	7.2%	7.2%	140,415	5,397,358	5,396,455	0	5,396,455	100.0%	100.0%	903	97.5%	97.5%	141,318
E 令4 当初目標	150,682	0	150,682	1,489	0	1,489	1.0%	1.0%	149,193	5,430,947	5,430,383	0	5,430,383	100.0%	100.0%	564	97.3%	97.3%	149,757
F 令4 修正目標	141,318	0	141,318	1,367	0	1,367	1.0%	1.0%	139,951	5,264,790	5,264,790	0	5,264,790	100.0%	100.0%	0	97.4%	97.4%	139,951
G 令5 当初目標	139,951	0	139,951	507	0	507	0.4%	0.4%	139,444	5,264,361	5,264,361	0	5,264,361	100.0%	100.0%	0	97.4%	97.4%	139,444

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権								合計
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中又は 個人債務者が死 亡したため、相 続人間調査中の もの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 により、分割納付 中であり、 現在の分割納付 額で、10年以内 の完納見込がある もの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 により、 分割納付中だが、 現在の分割納付 額では、完納まで 10年以上要するも の	換価猶予等又は 履行延期の特約等 により、債務者の 資力回復を待た め、納付を猶予 (期限延長)してい るもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等 又は分納誓約を行 ったが、分割納付 の履行が滞り、再 度、納付交渉中の もの	【強制公】 差押えを行ったが 、換価見込のない もの又は 換価済だが、未収 金が残る、回収見 込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得し たが、債務者の財 産少額により、強 制執行見込のない もの	所在など調査後 なお行方不明等又 は相続人調査後な お相続人未確定若 しくは 相続人不存在確定 だが、停止の判断 に至れていないもの	債務者の代理人 から債務整理の受 任通知が届いてい るもの又は 債務者が破産手続 中のもの	債務者が破産免 責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処 分の停止の決議を 行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停 止の決議を行って いるもの	【強制公】 債務者が生活困窮 中だが、債権の特 性上、停止の決議 を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だ が、納付交渉に応 じず、履行延期の 特約等を行えない もの	消滅時効期間が 経過しているもの		
過年度	未収債権の件数	0	2	2	0	11	80	7	0	102	0	0	0	0	11	0	11	113
過年度	未収金残高	0	574	43	0	47,334	1,139	86,049	0	135,139	0	0	0	0	5,276	0	5,276	140,415
現年度	未収債権の件数	0	4	2	0	0	4	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10
現年度	未収金残高	0	612	90	0	0	201	0	0	903	0	0	0	0	0	0	0	903

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	12 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝ 上記2のD(令2実績)のケ ^㉑	123 141,318
-------------------------------	---------	--	--------------------

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。	・各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納誓約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収金が発生しないようにする。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 ・主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。 ・上記督促を行ってもなお弁済がない場合には、法的手続きが可能か検討を行う。
取組実績	・弁護士を立てて債務整理を求めてきた債務者と交渉をして、土地賃貸料の回収を行った。 ・債務名義を取得した債権については、不動産を差し押さえ、競売を行い債権の回収を行った。 ・特定調停による債権整理の検討を行った。	・課内の事務手引きに基づいて督促を行った。 ・督促を行っても弁済がない債務者について、連帯保証人への納付交渉を実施した。
課題	・無資力であることが判明した滞納者について、納付交渉に応じてもらえなかったことから、履行延期の特約の適用等が行えなかった。	・賃貸借契約の続いている滞納者について、納付交渉を行ったが賃貸料の支払いを受けられず、滞納額が増加した。 ・賃貸借契約の続いている滞納者について、所在が不明であることから納付交渉も行えず、滞納額が増加した。
改善策	・弁護士に委任して債権整理に向けた手続きを進める。	・法的措置を視野に入れた納付交渉を行う。また、賃貸借契約の続いている滞納者について、法的措置への移行の基準等を再検討する。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みがなく、時効を迎える債権について、弁護士に委任して整理に向けた手続きを進める。	・各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納誓約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収金が発生しないようにする。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 ・主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。 ・上記督促を行ってもなお弁済がない場合には、法的手続きが可能か検討を行う。 ・法的措置が可能である場合には、法的措置を視野に入れた納付交渉を行い、なお納入が無い場合には法的措置へ移行する。また、法的措置への移行について、基準を再検討する。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位				位															
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		<table><tr><td>大阪市 (上記1Bキ)</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>過年度徴収率</td><td>0.6%</td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均	過年度徴収率	0.6%	<table><tr><td>大阪市 (上記1Bキ*)</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>現年度徴収率</td><td>100.0%</td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ*)	政令指定都市 平均	現年度徴収率	100.0%	<table><tr><td>大阪市 (上記1Bキ*)</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>合計(過年度＋現年度)徴収率</td><td>97.2%</td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ*)	政令指定都市 平均	合計(過年度＋現年度)徴収率	97.2%
大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均																		
過年度徴収率	0.6%																		
大阪市 (上記1Bキ*)	政令指定都市 平均																		
現年度徴収率	100.0%																		
大阪市 (上記1Bキ*)	政令指定都市 平均																		
合計(過年度＋現年度)徴収率	97.2%																		
※ ①、②を記載できない場合は、その理由																			
公債権と異なり比較検討すべき他都市事例が見当たらないことから、周辺政令市等との比較については実施していない。																			